

令和元年度 豊明市空家等対策協議会（第1回）議事録

- 1 日 時：令和2年1月22日（水） 午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所：豊明市役所 新館1階 会議室6
- 3 出席者：別紙「豊明市空家等対策協議会委員等名簿」のとおり
- 4 議 題
 - (1) 空家等対策事業の進捗状況について
 - (2) 豊明市特定空家等判断基準について
 - (3) 特定空家候補物件の指定について

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまより、令和元年度第1回の豊明市空家等対策協議会を開催致します。本日はご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本協議会の司会を務めます豊明市都市計画課長の中野と申します。よろしくお願いいたします。本日は、委員10名のうち、10名の委員にご出席いただいておりますので、空家等対策協議会設置条例第6条第2項により協議会が成立していますことをご報告します。はじめに、小浮市長より、ご挨拶を申し上げます。

（小浮市長）

挨拶

（事務局）

ありがとうございました。次に各委員に、自己紹介をお願いいたします。ご所属とお名前をおっしゃっていただけますでしょうか。それでは、相羽委員より時計回りでお願いします。

（各委員）

自己紹介

（事務局）

ありがとうございました。続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただきました資料をご準備ください。まず、本日の次第、資料1の「会長及び職務代理者の選出について」、資料2の「空家等対策事業の進捗状況について」、資料3の「豊明市特定空家等判断基準」です。そして、本日用意させていただきました資料が資料4、資料5、「空家等立入調査結果表」、参考資料として啓発パンフレット2部です。資料3につい

てですが、5 ページ 6 ページを配布しました資料と差し替えさせていただきます。
また、資料 4、資料 5 については、個人情報が含まれていますので、協議会終了後に返却していただきますようお願いいたします。不足がありましたら、事務局までお申し付けください。

では、会長の選出に入りたいと思います。お手元に、委員名簿と資料 1 の本協議会の設置条例をご用意ください。豊明市空家等対策協議会設置条例の第 5 条にございますように、本協議会の会長は委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様の中から、会長をお選びいただきたいと思います。どなたかご意見ございませんか。

(委員)

学識経験者である井澤委員を推薦します。

(事務局)

ただいま、井澤委員を、というご意見をいただきましたが、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員各位)

異議なしの声

(事務局)

井澤委員、いかがでしょうか。

(井澤委員)

はい、分かりました。よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。会長は、井澤委員で決定します。続いて、会長の職務代理についてですが、協議会設置条例第 5 条において、あらかじめ会長が指名すると規定されていますので、井澤会長に職務代理者をご指名いただきたいと思います。

(会長)

それでは、市内で司法書士をされている吉川委員にお願いしたいと思います。

(事務局)

吉川委員、会長より職務代理のご指名がありましたが、お請けいただけますでしょうか。

(吉川委員)

はい、よろしくお願いします。

(事務局)

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員各位)

異議なしの声

(事務局)

それでは、職務代理者は、吉川委員とさせていただきます。お二方には、正面の席にご移動をお願いいたします。お二人に一言ずつごあいさつをお願いいたします。

(井澤会長)

挨拶

(吉川職務代理)

挨拶

(事務局)

井澤会長、吉川職務代理、ありがとうございました。

次に、資料 1 の裏面の豊明市空家等対策協議会運営規則第 3 条において、市長の職務代理者をあらかじめ指名することと規定されています。小浮市長、職務代理者の指名をお願いします。

(小浮市長)

職務代理者には、副市長を指名します。

(事務局)

市長より指名がありましたので、副市長を職務代理者とさせていただきます。市長が協議会に出席できない場合は、副市長を代理に出席させていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、豊明市空家等対策協議会設置条例第 6 条に基づき、井澤会長に議長をお願いいたします。

(会長)

それでは、ここから会議の進行をさせていただきます。

会議に入る前に、議題（3）の資料4、資料5に関しては、個人を識別できる情報が入っていますので、非公開とすることとしてよろしいでしょうか。

（委員各位）

異議なしの声

（会長）

では、議題（3）は非公開とし、議題（3）以外を公開とします。次に、傍聴者の確認をします。本日は、傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

（事務局）

傍聴希望者はございません。

（会長）

はい、傍聴希望者はいないということで、それでは、ここから議題に入らせていただきます。円滑で活発な議論ができるよう、ご協力のほどよろしくお願いします。

では、次第に基づき、議題（1）空家等対策事業の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議題（1）の資料2について説明

（会長）

事務局より、説明がありました。進捗状況については、ほぼ計画通りに進んでいます。何かご意見、ご質問は、ございませんか。

では、ご意見、ご質問も無いようなので、議題（1）について、終わらせていただきます。続きまして、議題（2）豊明市特定空家等判断基準について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議題（2）の資料3について説明

（会長）

ありがとうございます。

苦情案件については、現地確認や住民票か何かで空き家の確認をするのでしょうか。空き家ではなかった12件は、どのようなものでしょうか。

(事務局)

苦情があった場合、その都度現地調査を行います。また、課税調査と住民票を確認し、空き家かの判断をしています。また、現地調査をしたところ、居住者がおり、空き家でないという案件もありました。そういった調査の結果、空き家ではないと判断されたものが 12 件ということです。

(委員)

立入調査時空き家でないと判断した物件、庁内作業部会にて経過観察とした物件とはどのようなものだったのでしょうか。

(事務局)

立入調査時に空き家でないと判断した物件、庁内作業部会にて経過観察として物件について説明

(委員)

なるべく多くを特定空家と認定した方が良いと思います。所有者対応物件 9 件というのは、所有者が分かっただけのものか、所有者が分かり、所有者が対応すると反応があったものどちらですか。連絡をとって、いつまでに対応するといった指導もしていますか。

(事務局)

所有者が分かって、所有者が対応すると回答があったものです。所有者が分かり、何も対応しない物件については、立入調査候補物件 15 件に入っています。また、所有者と連絡がとれたものについては、いつまでにどういった対応をしてもらえるかといった指導も行っております。

(会長)

では、次の議題に移りたいと思います。

議題 (3) については、非公開

(会長)

これもちまして、本日の議題はすべて終了しましたので、議長の務めを事務局にお返しします。

(事務局)

井澤会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。今年度の空家等対策協議会は今回のみとなりますが、来年度は先ほど、年間スケジュールで説明させていただいたとおり、6月、11月に予定してします。詳しい開催日時が決定しましたら、郵送にてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和元年度第1回空家等対策協議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、資料4、資料5の返却をお願いします。